

第 71 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2026 年 9 月 2 日（水）

全体会 10:00～11:00（予定）

場所：TKP ガーデンシティ Premium 品川ホール 5A

次 第

【全体会】

(1)開会

(2)5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（7） 【資料 1】

(3)その他

(4)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について (7)

2026 年 7 月 15 日の第 69 回高輪築堤調査・保存等検討委員会では、ＪＲによる『信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存』に係る検討・協議結果について」及び 4 月 8 日の同委員会において提示した、委員見解「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置 (6)」を受けたＪＲ見解『5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置 (6)』に対する当社の見解について」が示された。本文書は 7 月 15 日のＪＲ見解に対する委員の見解をとりまとめたものである。

1. 文化財的価値について

文化財的価値の評価について、これまでの委員見解をまとめると以下ようになる。

- ①高輪築堤跡の遺構は日本の近代化土木遺産を代表する遺跡として、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ②国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に指定された、2 街区の築堤部及び 3 街区の第 7 橋梁橋台部・築堤部と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できる。
- ③高輪築堤跡の文化財的価値の判断基準は、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」という観点に基づいている。
- ④ 5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4 街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有するとともに、高輪築堤跡の構造の多様性を示す貴重な遺構であると考えられる。高輪築堤跡の構造の多様性は構築方法の違いや構築時の工区を示すものである。また、第 8 橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分にあたる点も重要である。
- ⑤ 6 街区の海側石垣に設置された張り出し遺構は、4 街区で検出された信号機跡と類似しており、わが国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である。

2. 保護措置について

保護措置については、以下のとおりである。

- ①保護措置は上記のような文化財的価値の評価に基づいて判断する。とくに、高輪築

堤跡全体が「希少性」の高い遺構であり、その中でも信号機跡はきわめて「希少性」が高い。高輪築堤跡の遺構は「連続性」を有し、「遺存度」はきわめて良好である。鉄道開業時から複線化、3線化さらに周辺の埋め立てを経て現在に至る、日本の鉄道発展の「歴史的重層性」がうかがわれるという評価を前提とする。

②保護措置は「現地保存」「移築保存」「記録保存」に分かれるが、遺跡の価値は「現地保存」によって維持されるものである。「移築保存」「記録保存」の際に発掘調査が行われるが、考古学では発掘調査は遺跡を破壊する行為の一種とされている。埋蔵文化財行政では、原則として遺跡を現状のまま後世に保存する「現地保存」の措置をとり、やむを得ずそうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成する「記録保存」が行われる。したがって、保護措置についての協議は、遺跡の全面的な「現地保存」を検討することを出発点としたが、冒頭で述べたように、次の段階の協議として部分的な「現地保存」の検討を行う。

③1～4街区の保護措置については、3街区第7橋梁橋台部約20mとそれにつながる南北の築堤部各約30m、合わせて約80m、及び4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構を「現地保存」することを要望した。残念ながら後者は実現できず、信号機跡を含む築堤跡約30mを「移築保存」することになった。すなわち、1～4街区で「現地保存」された築堤部は、第7橋梁橋台部につながる南北約30mずつ、2街区の公園部分の約40mであり、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の遺構が「現地保存」されたとは言い難い。また、JR見解（2025. 8. 6）では、1～4街区の「高輪築堤の保存・継承」の一つとして「高輪築堤の記憶・連続性を表現するランドスケープ」をあげているが、これは保護措置における「記録保存」の成果の活用位置づけられるものである。

④このように1～4街区の保護措置において、4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構の「現地保存」が実現できなかったことを踏まえ、5・6街区においては、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部100m以上の区間の「現地保存」を要望する。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の長さの根拠は、4街区の高輪築堤跡の景観に拠っている。

⑤上記の遺構は、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有している。したがって、「現地保存」した後に、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に追加指定されることが必要になると考える。なお、『「史跡旧新橋停車場及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書』には、「計画対象範囲内における追加指定」として、「計画対象範囲内において遺構を土中保存している箇所や、遺構が確認されていない箇所等における高輪築堤跡及び

関連する遺構については、遺構の遺存状況と周辺の開発状況等に応じて条件が整った場合、史跡の追加指定について、行政機関と協議を行う。」と明記されている。

⑥1～4 街区の保護措置については、2021 年 12 月 8 日の第 12 回高輪築堤調査・保存等検討委員会で取り上げた、4 街区の第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」が検討課題となっている。ここではその後の検討経緯について説明を求めるとともに、改めて第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」について協議することにした。

⑦2025 年 4 月 9 日の第 54 回高輪築堤調査・保存等検討委員会に提出された J R 見解には「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立へ向けて」という文言があるが、ここでいう「両立」とはどういうあり方を示すものなのか、委員と見解を共有する必要がある。

上記の「1. 文化財的価値について」「2. 保護措置について」は、2025 年 9 月 3 日の委員見解「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(3)」で示したものであるが、「2. 保護措置について」のうち④及び⑥に関する 3 月 11 日の J R 見解について、4 月 8 日の委員見解では、以下のような点を述べた。

- (1) 信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存については、2 月 4 日の委員見解を受けて、J R、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討が進められていることに感謝する。協議体における検討・協議の結果等については、本委員会に報告することである。本委員会としては、協議体における検討・協議の経過を注視しながら、最終的な結果を待つことにしたい。なお、2 月 4 日の委員見解で述べたように、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6 街区の保護措置に関する結論を得ることとする。
- (2) 6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤については、これまでの調査成果から、遺存状態は第 7 橋梁南北横仕切堤の方が良く、石垣は後に暗渠の一部に転用されているが、第 7 橋梁南北横仕切堤との共通点を有しており、新橋・横浜間で北横仕切堤、南横仕切堤は第 7・8 橋梁にともなうこの 2 ヲ所しかないところから、希少性の高い遺構であることが指摘された。こうした所見は、第 8 橋梁及びそれにとまう南北横仕切堤の文化財的価値が重要であるとした委員見解を支持するものである。
- (3) J R 見解では、第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡（約 110m）の現地保存を実現しているとされるが、高輪築堤跡（約 110m）のうち大半が 6 街区南部の東側の線路下にあたっている。6 街区南部では、調査によって高輪築堤跡複線期の裾ラインを確認しているが、北横仕切堤より南では街区外の線路下に裾ラインが想定される。また、線路下の高輪築堤跡の遺構の状況は明確になっていない。したがって、今後は線路下の高輪築堤跡の遺構の状況を確認する必要がある。

(4) 2025 年 12 月 3 日の委員見解において、「4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の『移築保存』に関するこれまでの検討経過及び今後の見通しについて説明を求める。」と要望したが、2026 年 1 月 7 日の J R 見解では、「4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存先の確保が未済であり、今後の見通しについて示せる状況にない。」という回答であった。また、関係行政に対して「今後も関係行政等と連携のうえ検討を行うが、移築の候補地等については関係行政からの提案、助言をお願いしたい。」と述べている。本件については、引き続き具体的な移築保存先の確保の検討をお願いしたい。

これを受けて 7 月 15 日の J R 見解では以下のように述べられている。

- (1) 『信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存』に係る検討・協議結果について」で報告の通り、今後保護措置整理後に進める都市計画等の各種協議における実務的な検討およびその後の各種法令等手続きは今後となるものの、現時点において「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存」と両立する都市基盤施設の変更および歩行者デッキ・地下車路の一体構造化について実現の見通しが得られており、あわせて、信号機跡の現地保存のための建物計画を変更する。
- (2) 6 街区南部における開発計画との関係については、これまでも説明しているとおり、費用増を伴う計画変更を実施し、第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤（約 110m）の現地保存を実現している。6 街区南部の東側は掘削を伴う開発計画を行わない範囲であり、鉄道の安全・安定輸送の観点からも営業線直下や近接範囲の試掘は困難と考えるが、今回、港区教育委員会事務局において、過去の 6 街区南部周辺で実施された調査を取りまとめていただいた。
- (3) 4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存の検討要望については、開業済みの 1～4 街区では移築可能な場所の確保が困難であること、また保存方針を協議中である 5・6 街においても、現時点では移築可能な場所の確保の見通しが立っていない状況にあることは、これまでも報告しているとおりである。当社ならびに文化財行政は、第 7 橋梁南横仕切堤跡の文化財的価値を踏まえた移築について議論を重ねてきている。今後、5・6 街区における保護措置に関する結論を得たのちに、具体的な移築方法について、当社ならびに文化財行政で検討・協議を進めていきたいと考える。

こうした J R 見解について、以下のような点を述べる。

【検討委の進め方について】

- ・ 5・6 街区の高輪築堤跡の保護措置については、2 月 4 日及び 4 月 8 日の委員見解で述べたように、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6 街区

の保護措置に関する結論を得ることとする。これは7月15日の第69回高輪築堤調査・保存等検討委員会で述べたように、2段階で考えるということであり、現時点では5・6街区間の現地保存方策の見通しは、検討委員会としてはついていない段階である。また、本委員会の「保護措置に係る助言のとりまとめ」にあたっては、従来通り、JR及び委員が互いの見解を受け止めて論点を明確にした上で、根拠にもとづく合理的な説明を行い、議論を尽くすことが必要である。

- ・7月15日の検討委員会でJRによって示された、『信号機跡を含む5・6街区間の現地保存』に係る検討・協議結果について」にあるように、「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）の現地保存」の見通しが得られたことは、5・6街区の保護措置についての扉が開かれたことになり、検討委員会においても検討を進められることになった。検討委員会においては、5・6街区間で現地保存となる遺構の文化財的価値がどのようなものであり、どういう形で遺構が残るのかについて確認し、それが委員見解において求める内容を充足するものかどうかを判断する必要がある。

【信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）の現地保存について】

- ・現地保存の見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）」を検討すると、以下の点が指摘できる。
- ・現地保存の見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）」は、5・6街区間約50mの築堤の総面積の約2/3弱であった。また、築堤部において、砂利層・群杭・海側石垣から裾部を除いた山側の部分（築堤幅の約85%）が現地保存される範囲は、5・6街区間約50mのうち約1/3、約16mであり、残りの約2/3の範囲で現地保存されるのは、砂利層・群杭・海側石垣など海側部分（築堤幅の約1/2弱程度）であることが明らかになった。
- ・文化財的価値については、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡の現地保存は可能になったが、一方、築堤部の現地保存の範囲は、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有するものとは言い難い。したがって、今回提示された5・6街区間約50mの現地保存については、信号機跡が現地保存されたことは一定の評価ができるが、築堤部に関しては、これまで委員見解において求めた内容を必ずしも充足するものではない。

【5・6街区の高輪築堤の保護措置について】

- ・上記のような、現地保存の見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）」の文化財的価値を踏まえて、5・6街区の高輪築堤の保護措置について、以下の点を述べる。

- ・「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）」の現地保存範囲を、5・6 街区の可能な限り長い区間にわたって南北に拡張し、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する遺構にできるだけ近づける形で現地保存することを要望する。

【6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡（約 110m）について】

- ・ 4 月 8 日の委員見解で述べたように、第 8 橋梁北横仕切堤の遺存状態は第 7 橋梁南北横仕切堤の方が良く、石垣は後に暗渠の一部に転用されているが、第 7 橋梁南北横仕切堤との共通点を有しており、新橋・横浜間で北横仕切堤、南横仕切堤は第 7・8 橋梁にともなうこの 2 ヶ所しかないところから希少性が高く、重要な遺構である。
- ・ 6 街区南部東側の線路下にあたる築堤部については、港区教育委員会事務局による過去の周辺で実施された調査成果、及び J R による品川駅北口広場基礎杭施工の報告から、一部記録保存調査が行われているが、高輪築堤跡の遺構が良好に遺存している可能性が高いことが明らかになった。
- ・ 次の段階として、6 街区南部及び東側の線路下の高輪築堤跡について、本芝・八ッ山下間の高輪築堤全体の中の位置づけ及び文化財的価値を明確にする必要がある。

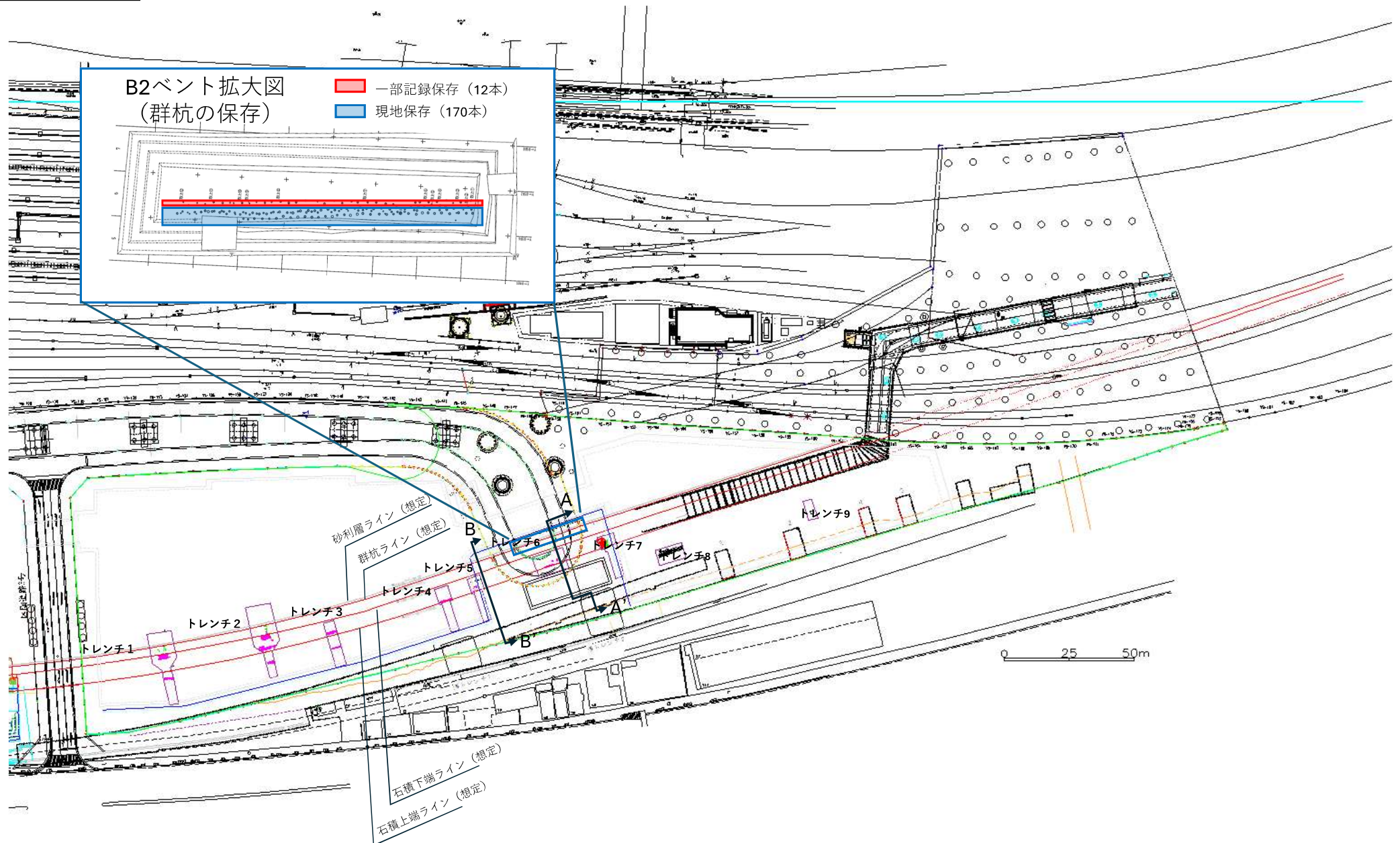
【4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存について】

- ・ J R ならびに文化財行政で検討・協議を進めていくとのことであるが、その際発掘調査の成果にもとづく文化財的価値を踏まえた移築保存になるように重ねて要望する。

以上、7 月 15 日第 69 回高輪築堤調査・保存等検討委員会において示された J R 見解に対する委員見解を提示する。

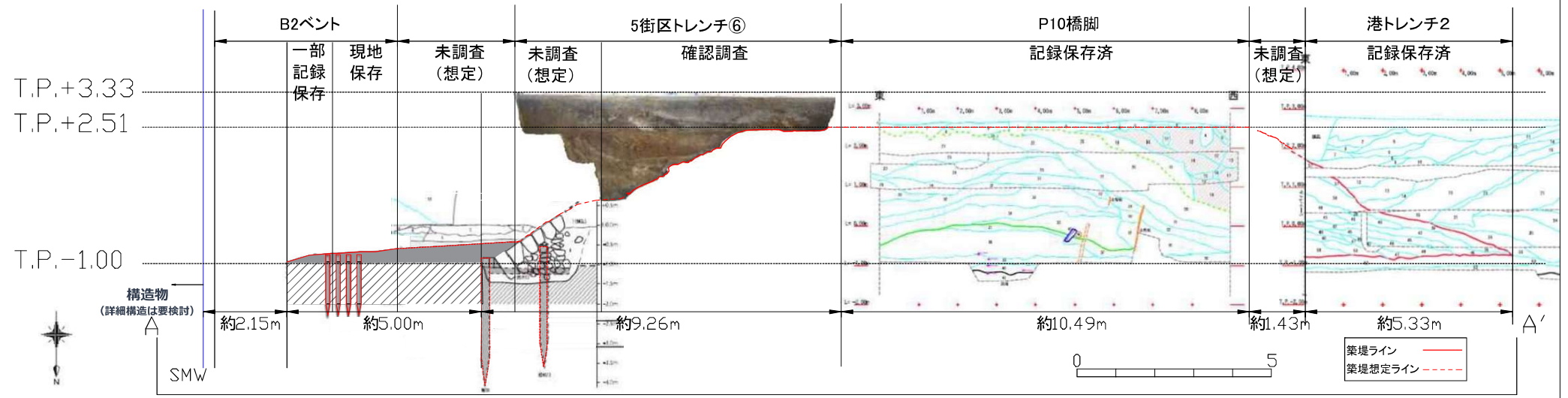
高輪GW方

品川方

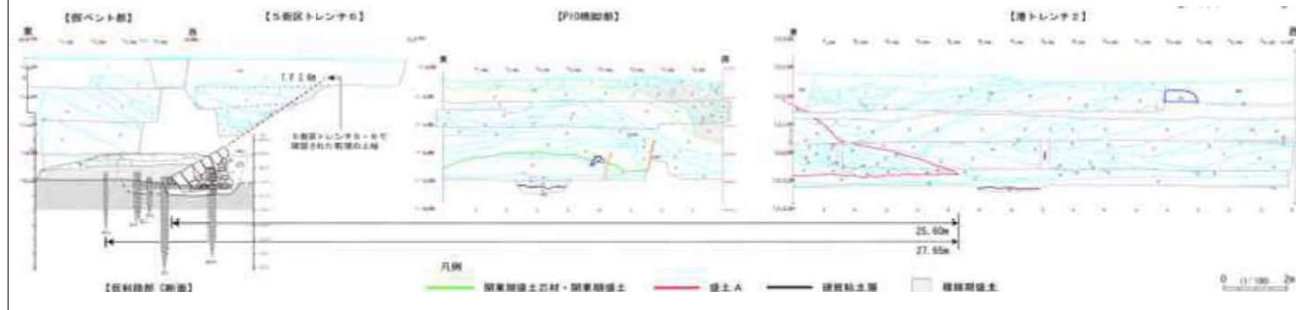


※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

5・6街区間A-A'断面



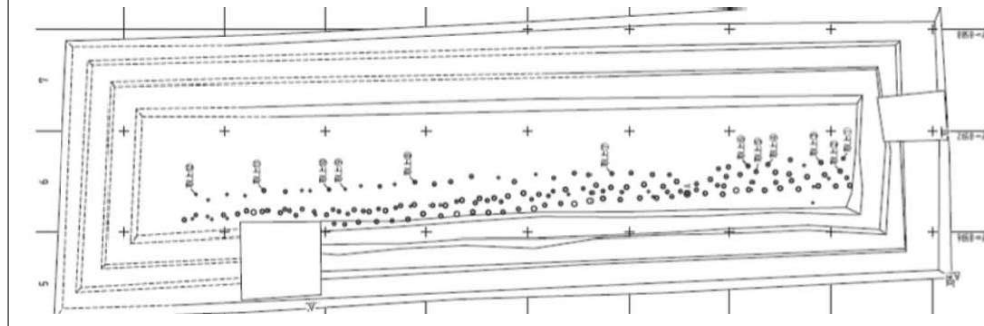
築堤想定範囲は第56回調査・保存等検討委員会資料【1-6】（東京都教育庁資料）を参照



築堤想定範囲は第52回調査・保存等検討委員会【資料1-4】（港区教育委員会資料）5街区トレンチ6を参照

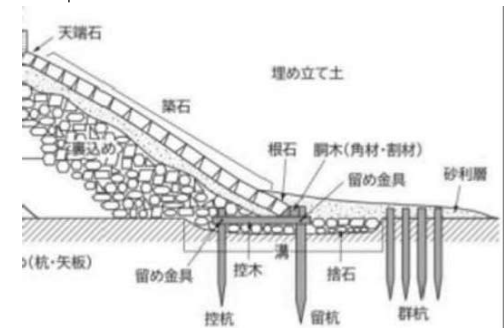


築堤想定範囲は第10回調査・保存等検討委員会資料を参照

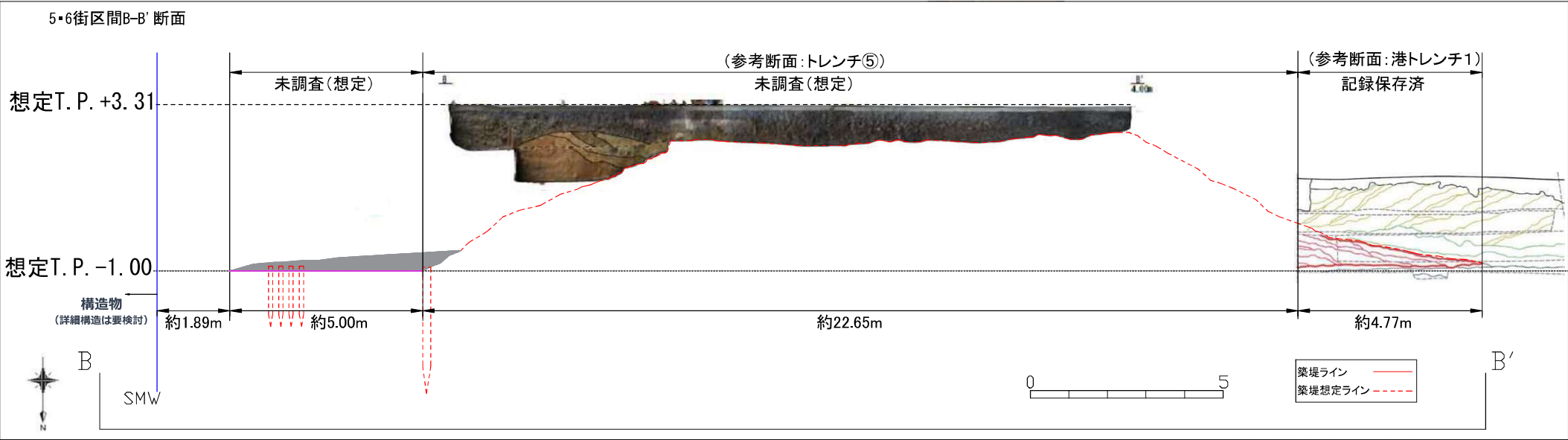


B2ベント部群杭
 総 数：182本
 記録保存：12本
 現地保存：170本

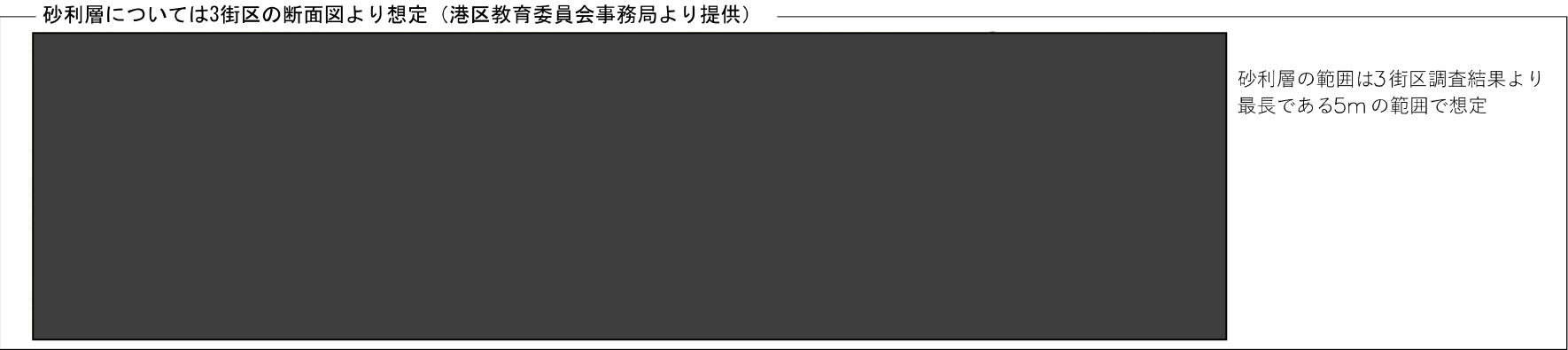
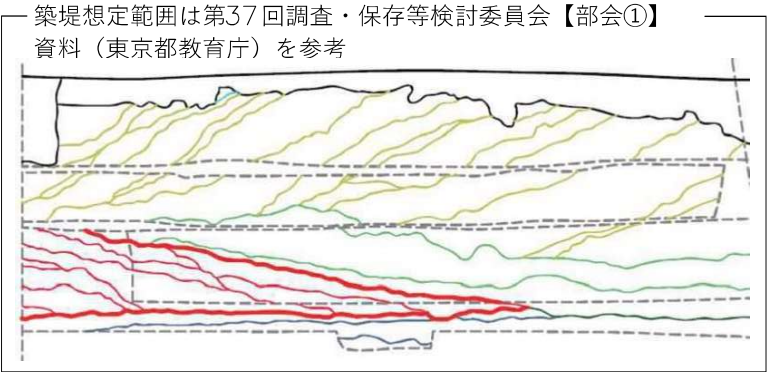
保存活用計画書p88の図を参照



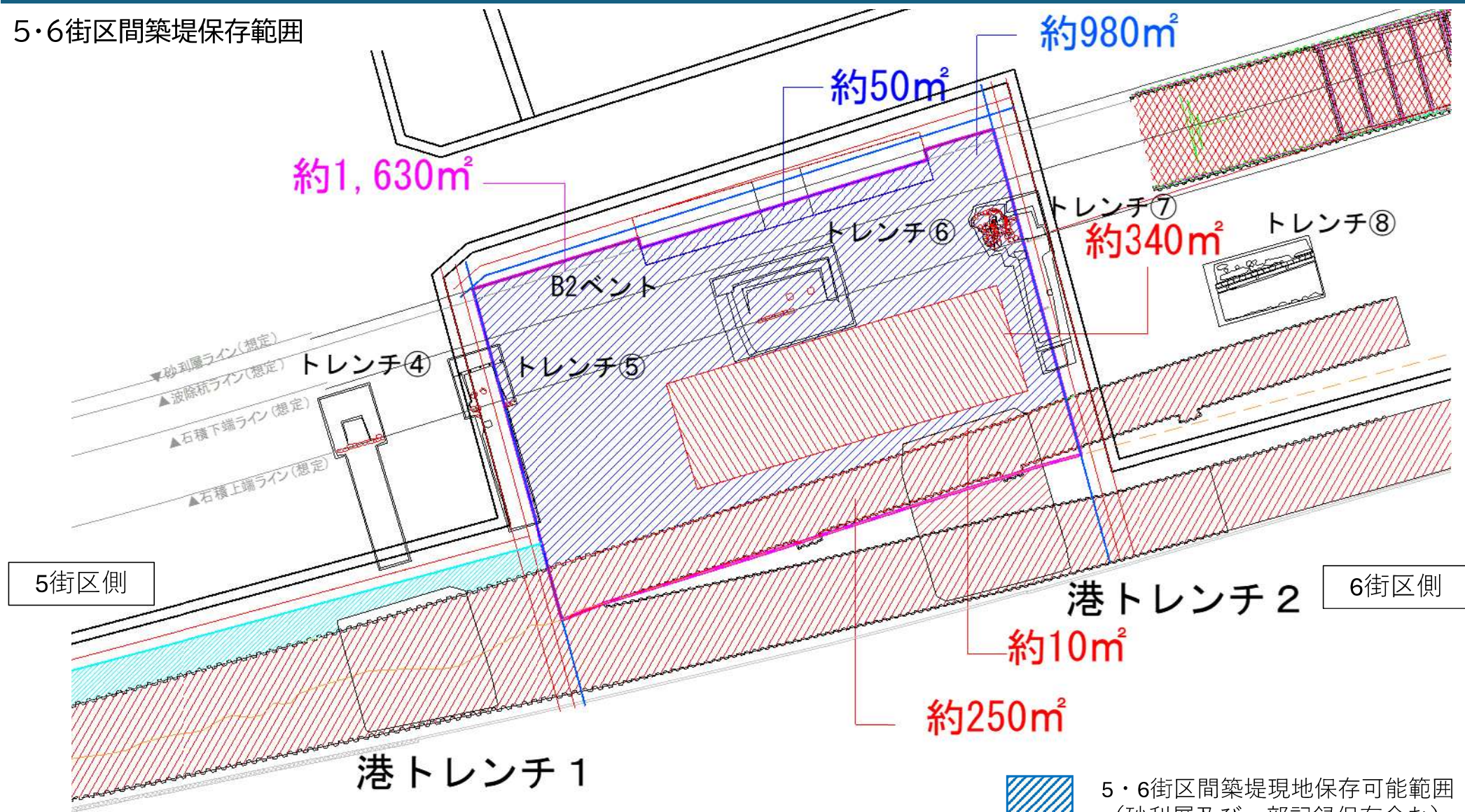
※今後の協議・設計等に伴い変更となる可能性があります



※築堤範囲はB-B'断面近傍のトレンチ⑤、港トレンチ1より想定
※想定断面を含むため延長については参考値として記載
※縮尺の異なる画像データの重ね合わせのため誤差があります



5・6街区間築堤保存範囲



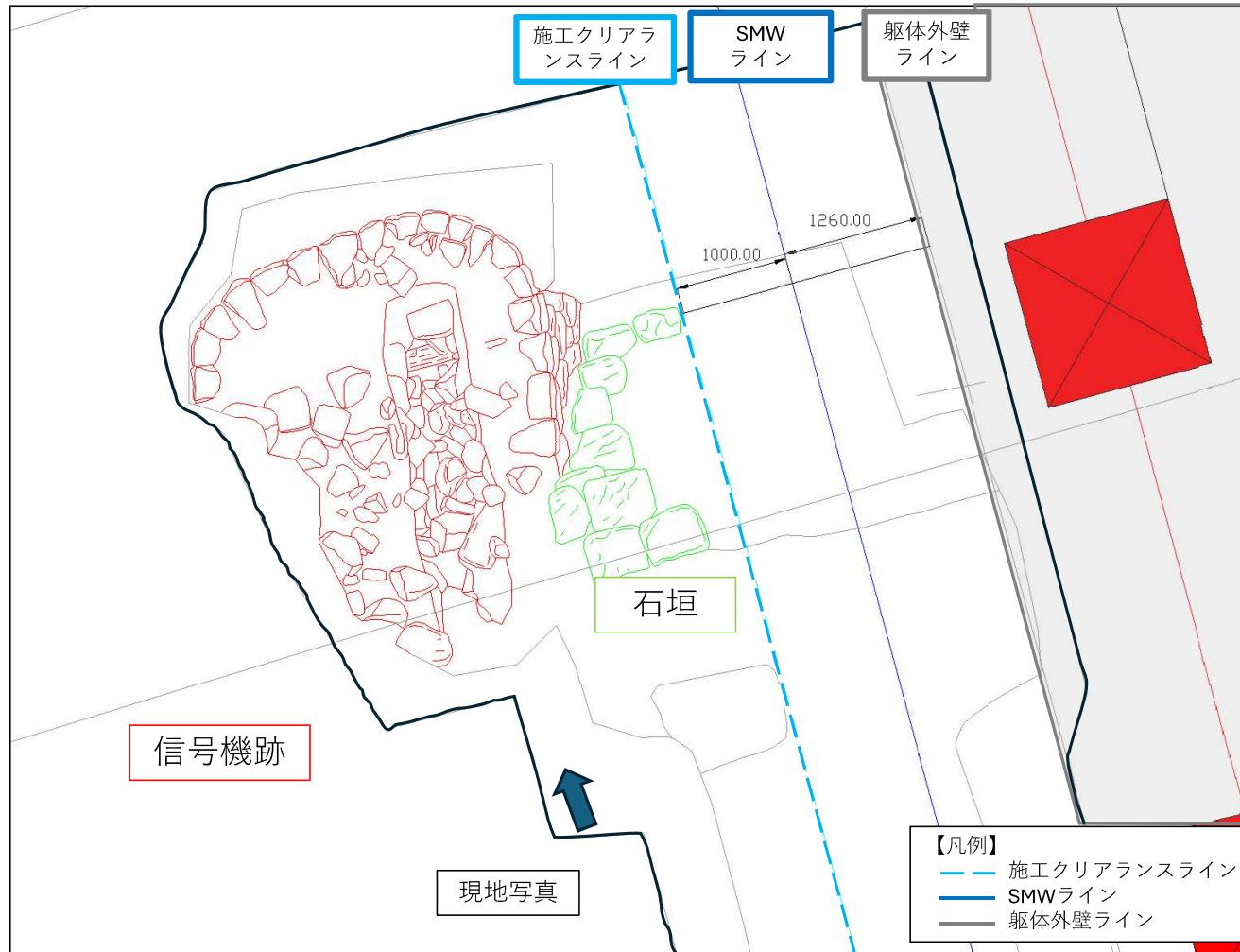
5・6街区間築堤保存面積

総面積 : 約1630m²
 記録保存済範囲 : 約600m²
 現地保存可能範囲 : 約1030m²

-  5・6街区間築堤現地保存可能範囲
(砂利層及び一部記録保存含む)
-  5・6街区間築堤記録保存済範囲
-  5・6街区間築堤範囲

5・6街区間信号機跡拡大図

(mm)



まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた検討について

まちづくりを進めるなかで出土した「高輪築堤」価値や保存方針等をはじめ、5・6街区エリアのまちづくりと高輪築堤の保存・継承の両立についても、主として下記の2つの会議体でのご議論及び関係行政等からのご助言等を踏まえながら検討を行う。

情報の連携を図る範囲(守秘義務)

高輪築堤調査・保存等検討委員会

<目的>

文化財・鉄道構造物の観点から、文化財的価値を踏まえた調査・保存方針について検討

オブザーバー参加

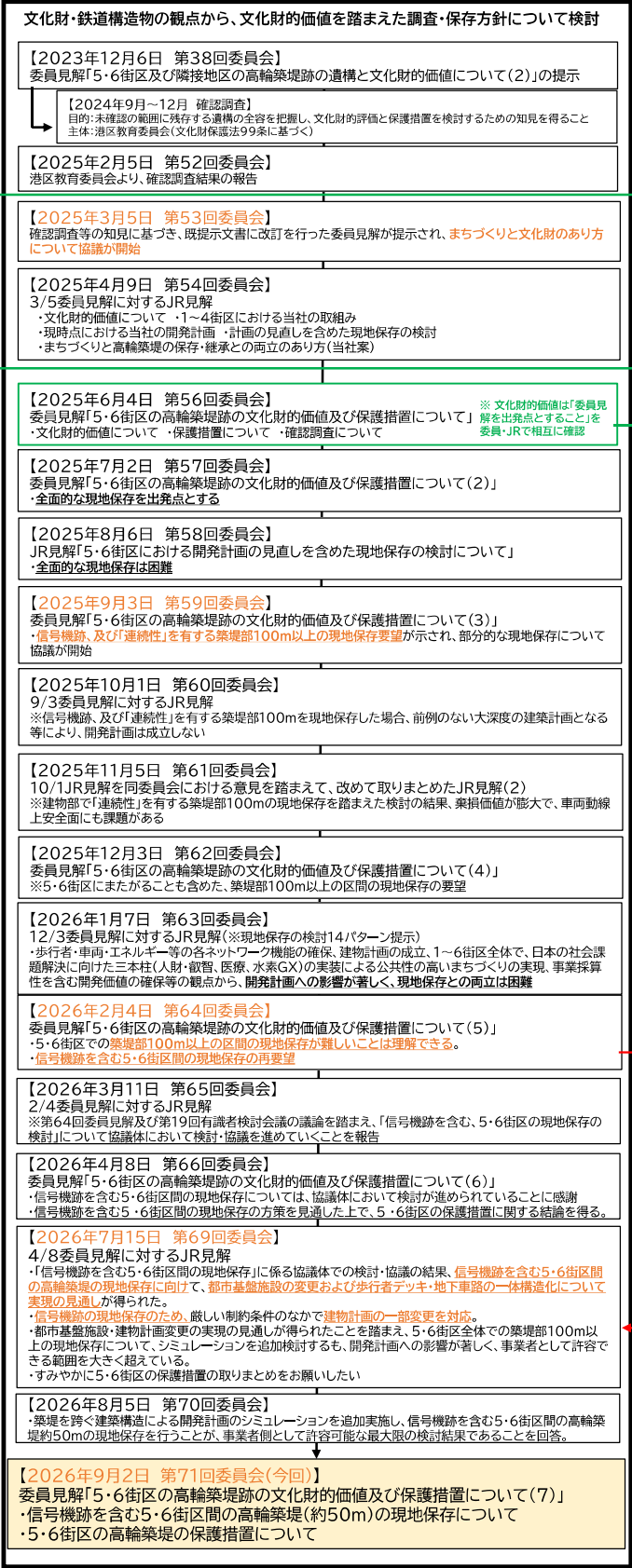
文化財的価値の共有

連携

「国際交流拠点・品川」における
高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議

<目的>

高輪築堤等の文化財的価値を踏まえ、幅広い視点から高輪築堤等の価値および意義ある保存・継承等のあり方を検討



都度情報共有

文化財的
価値の共有

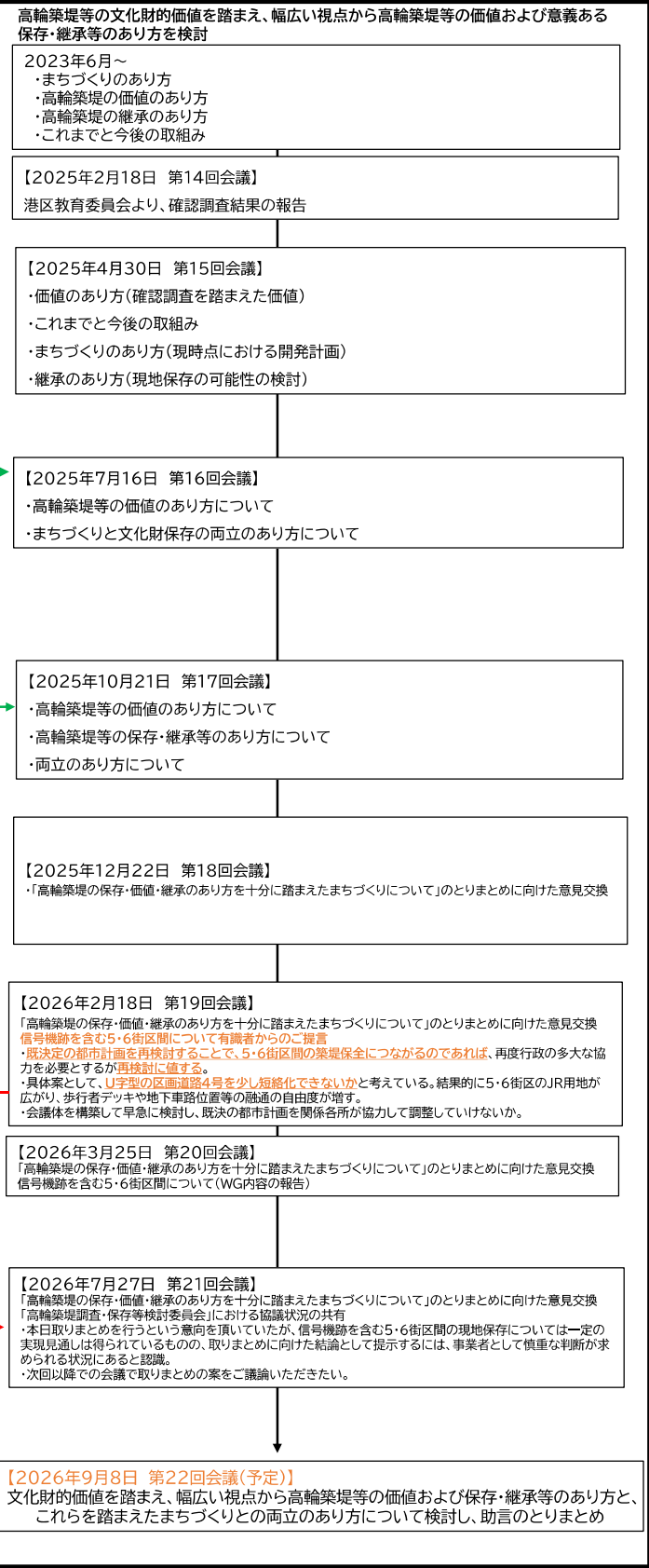
文化財的
価値※の共有

検討要望を受け
5・6街区区間の
検討スタート

築堤関連協議体の
議論を踏まえた
5・6WGでの
具体的な検討

結果の共有

連携



5・6街区における「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等との両立に向けたあり方」とりまとめ(事業者)

都市計画手続き

建築計画手続き

必要な文化財調査等

高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりの推進